

①国名	Republic of the Union of Myanmar (MM) (ミャンマー連邦)				
②名称	Department of Intellectual Property (DIP) Ministry of Commerce				
③所在地	Building No. 52 Nay Pyi Taw Republic of the Union of Myanmar				
④連絡先	(電話) (95 67) 430 570		(FAX) (95 67) 430 571		
	(E-mail) <a href="mailto:ipdept.policyandplanning@gm">ipdept.policyandplanning@gm</a> (internet)				
⑤組織の長	Director General:				
	Dr. Moe Moe Thwe				
⑥沿革	<p>(1) 1945年ビルマ特許意匠法は、1993年に廃止された。現在は、公布されている個別の特許・意匠・商標法はミャンマーには存在しない。現時点では、ミャンマーがWTO、ASEANの加盟国であり、最近では2001年にWIPOの加盟国となったという事実を鑑みて法務省 (Office of Attorney-General) が、TRIPS協定に従って知的財産法を書き直した草案を完成させたところである。これに関連する知的財産法は、2006年までに成立するように期待されていたが、この2006年は、2013年7月1日までに延長された。(2005年11月29日のWTOのプレス発表)</p> <p>(2) 個別法の成立していない当座の間は、商標は、登録法第18条(f)及び第13登録指令に基づき登録することができる。商標事項の実施に関連するその他の法律は、刑事法、ミャンマー商標法、海上税関法 (Sea Customs Act) 及び特別救済法である。商標の侵害に対しては、刑事措置及び民事措置を講じることができる。</p> <p>(3) 意匠及び特許は、公認記録を対象とする登録法の定める登録申告書を用いて登録することができる。意匠及び特許についての現在の実務は、個別の公布された意匠／特許法に基づいて行われていないため、保護について排他的権利を享受することはできない。</p> <p>(4) 1911年ビルマ著作権法は、現在もなお有効である。しかしながら、著作権の登録出願を申請するための手続きは定められていない。</p> <p>(補足)</p> <p>(i) 1994年以降は、科学技術開発法 (Science and Technology Development Law) が成立し、科学技術省がこれを担う省庁として設置されたものの、知的財産権庁のような役所は未だない。</p> <p>(ii) 知的財産法が存在しないため、既存の登録法の定める登録申告書を用いて商標・特許め意匠の出願の申請が行われる譲渡証書登記所 (Registry Office for Deeds and Assurances) を除いて、商標庁、特許庁のような役所は未だない。</p> <p>(5) 2019年に特許法、意匠法、商標法が制定され、ミャンマー知的財産庁が設立したが、法令の施行は未定である。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	平成13年5月15日 ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(実演及びレコード)
	ブダペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
			平成7年1月1日		

①国名	Republic of the Union of Myanmar (MM) (ミャンマー連邦)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	商標	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
(内 PCTルート)						
意匠	全数					
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)					
商標	全数					
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)					
(出典) : (WIPO IP Statistics 掲載なし)						

⑫ 組 織

<組織図> (注) 特許、意匠、商標の保護を行う部局は、未だ組織化されていない。

①国名	Union of Myanmar (MM) (ミャンマー連邦)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	特許法(2019年3月11日制定、施行日未定)
	③地理的効力の範囲	ミャンマー国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者、譲受人または承継人(自然人、法人)。 (特許法第15条、第20条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	登録代理人又は登録特許業者 (特許法第110条)
	⑦出願言語	ミャンマー語または英語。 (特許法第19条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年 (特許法第47条)
	⑨新規性の判断基準	以前から存在する技術として存在していない場合、発明は新規である。 「以前から存在する技術」という表現は、特許出願日前に、又は、優先権を主張する場合は優先日の前に、任意の場所で、発明を発行、口頭で公表、使用、公衆に開示され、又は他の方法で公衆が得ることができる技術が含まれる。 (特許法第13条)
	⑩グレースピリオド*	有。 出願人は、同一の発明を国際博覧会で展示した最先の日から1年以内に部局に特許出願を行った場合、当該国際博覧会に最先の出展日の出展に基づく博覧会優先権を有する。 但し、博覧会優先権は、パリ条約優先権又はWTO優先権に基づく出願の日から発生する優先権の期間を超えられない。 (特許法第44条、第45条)
	⑪非特許対象	1.発見、科学的理論、及び数学的手法 2.ビジネス、心理的行動、ゲームを行う単なる手法、ルール、又は方法 3.コンピュータ・プログラム 4.非生物学的及び微生物学的な製法を除き、植物及び動物を生産するために必要な生物学的な 5.培養されて合成された微生物以外の、自然界の生命体、生物学的生命体の全体又は部分、 6.相補的 DNA 配列を含む DNA、細胞、細胞系、細胞培養、及び種子を含むあらゆる動物及び植 7.人体及び動物に関する実験から得られる診断技術を含む、人体及び動物を手術又は治療する方法 8.新規な用途及び新規な特徴を含む自然界に存在する物又は既に公知なもの、並びに、随時調査された化学品及びその発明 9.公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は、人間、動物、植物、健康若しくは環境に悪影響を与え、並びに、現行の法律の下、連邦の領域内において利用することが禁止されている発明  「連邦政府」が特に声明を通知しない限り、「世界貿易機関」のTRIPS 協定に従い、医薬品又はその製造方法に関する発明は 2033 年 1 月 1 日まで保護されない。  連邦政府が「世界貿易機関」の TRIPS 協定に従い、特別に声明を通知しない限り、次のものは、2021 年 7 月 1 日まで、特許により保護されない発明である。 (1) 農業に使用される化学物質 (2) 食料品 (3) 微生物に関する製品  (特許法第14条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許法第30条、第37条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。 出願日から18月又は早期公開が請求された場合は請求日に。 (特許法第32条)



①国名	Union of Myanmar (MM) (ミャンマー連邦)	
<b>実用新案制度</b>  (注) 特許法の中に「小発明」として規定されている。	②最新実用新案法の施行年月日	特許法(2019年3月11日制定、施行日未定) (特許法の中に「小発明」として規定されている)
	③地理的効力の範囲	ミャンマー国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者、譲受人または承継人(自然人、法人)。 (特許法第15条、第20条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	登録代理人又は登録特許業者 (特許法第110条)
	⑦出願言語	ミャンマー語または英語。 (特許法第19条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年 (特許法第81条)
	⑨新規性判断の基準	以前から存在する技術として存在していない場合、発明は新規である。 「以前から存在する技術」という表現は、特許出願日前に、又は、優先権を主張する場合は優先日の前に、任意の場所で、発明を発行、口頭で公表、使用、公衆に開示され、又は他の方法で公衆が得ることができる技術が含まれる。 (特許法第13条)
	⑩グレースピリオド	有。 出願人は、同一の発明を国際博覧会で展示した最先の日から1年以内に部局に特許出願を行った場合、当該国際博覧会に最先の出展日の出展に基づく博覧会優先権を有する。 但し、博覧会優先権は、パリ条約優先権又はWTO優先権に基づく出願の日から発生する優先権の期間を超えられない。 (特許法第44条、第45条)
	⑪不登録対象	(1) ビジネスフローの方法 (2) 化学品、医薬品、生物体、金属体、他のそれらの成分及び組成物 (3) 本法により特許保護が禁止されているもの (4) 彫刻、建築物又は既存の装身具 (特許法第80条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許法第30条、第37条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。 (特許法第83条)
	⑯異議申立制度の有無	有。公開日から60日以内 (特許法第84条)
	⑰無効審判制度の有無	有。 (特許法第86条)
	⑱実施義務	
	⑲費用単位 MMK (ミャンマー・チャット)	[出願から登録までに掛かる費用]
		[実用新案の権維持に掛かる費用]
	⑳料金減免措置の有無	無。
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	Union of Myanmar (MM) (ミャンマー連邦)	

①国名	Union of Myanmar (MM) (ミャンマー連邦)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	工業意匠法(2019年1月30日制定、施行日未定)
	③地理的効力の範囲	ミャンマー国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又はその承継人若しくは譲受人(自然人、法人)。 (工業意匠法第17条、第22条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	
	⑦出願言語	ミャンマー語または英語。 (工業意匠法第21条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年間。5年毎に2回更新できる。(最長15年) (工業意匠法第42条)
	⑨新規性の判断基準	有。 (工業意匠法第13条、第14条、第15条)
	⑩グレースピリオド	有。 出願人は、パリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国の該当する政府により主催され又認証された国際博覧会において展示された工業意匠の登録出願を、当該工業意匠を当該国際博覧会で展示してから6か月以内に本局に申請書を提出した場合、その申請日において、最初の展示の日からの博覧会優先権を得る資格を有するものとする。 但し、博覧会優先権は、パリ条約優先権又はWTO優先権に基づき願の日から付与される優先期間を超えることはないものとする。 (工業意匠法第40条、第41条)
	⑪不登録対象	1.技術的、機能的創作 2.公序良俗、倫理、宗教及び信条、並びに連邦が評価する文化に反する創作 (工業意匠法第16条)
	⑫実体審査の有無	無。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟) (工業意匠法第21条)
	⑲出願公開制度の有無	有。 (工業意匠法第30条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	有。公開から60日以内 (工業意匠法第31条)
	㉒無効審判制度の有無	有。 (工業意匠法第59条、第60条)
	㉓登録表示義務	
	㉔費用 単位 MMK (ミャンマー ・チャット)	[出願から登録までに掛かる費用]  [特許権の維持に掛かる費用]





①国名	Union of Myanmar (MM) (ミャンマー連邦)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	商標法(2019年1月30日制定、施行日未定)
	③地理的効力の範囲	ミャンマー国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体標章、地理的表示、及び認証標章 (商標法第2条)
	⑥商標の種類	個人名、文字、数字、図形要素、色の組み合わせ、又はそれらを組み合わせたものを 事業における商品及び役務を他者のものとの区別 (商標法第2条)
	⑦出願人資格	個人又は法人(承継人を含む)。 (商標法第17条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第19条)
	⑨本国登録要件	
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	
	⑪出願言語	ミャンマー語、英語。 (商標法第16条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	10年。満了後は10年の期間で都度更新が可能。 (商標法第34条)
	⑬「グレースピリオト」	有。 パリ条約加盟国又は国際貿易機関加盟国の該当する政府によって主催又は 認証された国際博覧会での展示と同一の商品又はサービスについて、 そのような国際博覧会における標章の展示の日から6か月以内に標章の登録出願を 本局に提出した場合、その申請日において、最初の展示の日からの博覧会優先権を 付与されるものとする。 博覧会優先権は、第31条に基づいて出願の日から付与される優先権の (有効)期間を超えないものとする。 (商標法第32条、第33条)
	⑭不登録対象	1.標章が識別性を有さない場合 2.取引上、商品の生産又はサービスの提供の種類、関連情報、品質、数量、 意図された用途、価値、地理的原産、若しくは生産時期、又は商品 若しくはサービスのその他の性質を特定する役割を果たし得る記号又は 表示のみにより構成される標章 3.公序良俗、倫理、宗教及び信条、連邦の評判、文化、又は民族社会の慣習に反する 4.記号又は表示のみから構成される標章で、現代語若しくは善意の確立された 取引慣習において一般的又は慣習的なものになったもの 5.取引の過程において、又は公衆に対して欺罔的である標章 6.その全部又は一部が、国家の統制又は保証を示唆する旗、盾用紋章、その他紋章、 公式の記号、及び品質証明、又は政府間組織の盾用紋章、旗、その他紋章、名称、 若しくはイニシャルと同一であるか又はそれらの模倣から成り、該当する当局から 許可を得ていない、若しくは、その使用が公衆に誤解を与える標章 7.連邦が批准している国際条約に従って特に保護されている記号を含む標章 (商標法第13条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第14条)
	⑰一出願多区分制度の有無	無。
	⑱実体審査の有無	無。異議申立があった場合に審査される。 (商標法第23条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	有。 (商標法第25条)
	㉒異議申立制度の有無	有。公開から60日以内 (商標法第26条)
	㉓無効審判制度の有無	有。登録日から5年以内に関係者による無効宣言の申請が可能。 (商標法第50条)
	㉔不使用取消	有。継続して3年間使用されていない場合。

①国名	Union of Myanmar (MM) (ミャンマー連邦)	
	制度の有無	(商標法第51条)
	②⑤商標分類	国際分類(ニース分類、10版)を採用している。(ニース協定には未加盟)

①国名	Union of Myanmar (MM) (ミャンマー連邦)	
②⑥図形要素の分類	無。	
②⑦譲渡要件	有。 標章の権利者又は譲受人が、所定の費用を支払った上で、 権利の譲渡の登録を申請した場合 (商標法第43条)	
②⑧費用 単位 MMK (ミャンマー ・チャット)	[出願から登録までに掛かる費用]  [特許権の維持に掛かる費用]	
②⑨料金減免措置の有無 (備考)	無。	